北 広 島 市 森 林 整 備 計 画 書

（改定原案）

計画期間　（自　平成２０年　４月　１日　至　平成３０年　３月３１日）

北　広　島　市

変更の概要

１　変更の事由

次の理由により、北広島市森林整備計画を変更する。

・森林法の改正による。

２　変更の内容

・本文等の全面改正

３　計画変更が有効となる年月日

平成２４年４月１日

目　　次

Ⅰ　伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項　・・・・・・・・・・　1

１　森林整備の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２　森林整備の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

３　森林施業の合理化に関する基本方向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

Ⅱ　森林の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）　・・・・・・・・・・・・　4

１　立木の伐採（主伐）の標準的な方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

２　樹種別の立木の標準伐期齢　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

３　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

２　天然更新に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在　・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

４　森林法第１０条の９第４項の伐採の中止又は造林の命令の基準　・・・・・・・・・・・・　9

５　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法
その他間伐及び保育の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法　・・・・・・・・・・・・・・・　11

２　保育の作業種別の標準的な方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

３　その他間伐及び保育の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

４　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

第４　公益的機能別施業森林の整備等に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法　・・・・・・・・・・　13

２　木材の生産機能の維持増進を図る森林の区域及び当該区域における森林施業の方法　・・・　14

３　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

第５　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項　・・・・・・・・・　15

１　作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

第６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項　・・・・・・・・・・　17

１　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針　・・・・・・・・・・・　17

２　森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方針　・・・・・・・・・・　17

３　森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項　・・・・・・・・・・・・・　17

４　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

第７　森林施業の共同化の促進に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
１　森林施業の共同化の促進方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
４　その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第８　その他森林整備の方法に関し必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 ・・・・・・・・・・ 19
３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・ 19
４　その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

Ⅲ　森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・ 21
１　森林病害虫の駆除又は予防の方法等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
２　鳥獣による森林被害対策の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
３　林野火災の予防の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する際の留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・ 21
５　その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
１　保健機能森林の区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他施業の方法 ・・・・・・・・ 22
３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
４　その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
１　森林経営計画の作成に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
２　森林の整備を通じた地域振興に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
３　森林の総合利用の推進に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
４　住民参加による森林の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
５　その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

別表１　公益的機能別施業森林の区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
別表２　公益的機能別施業森林の区域のうち、施業方法を特定すべき森林等の区域 ・・・・・・ 27

市　町　村　位　置　図

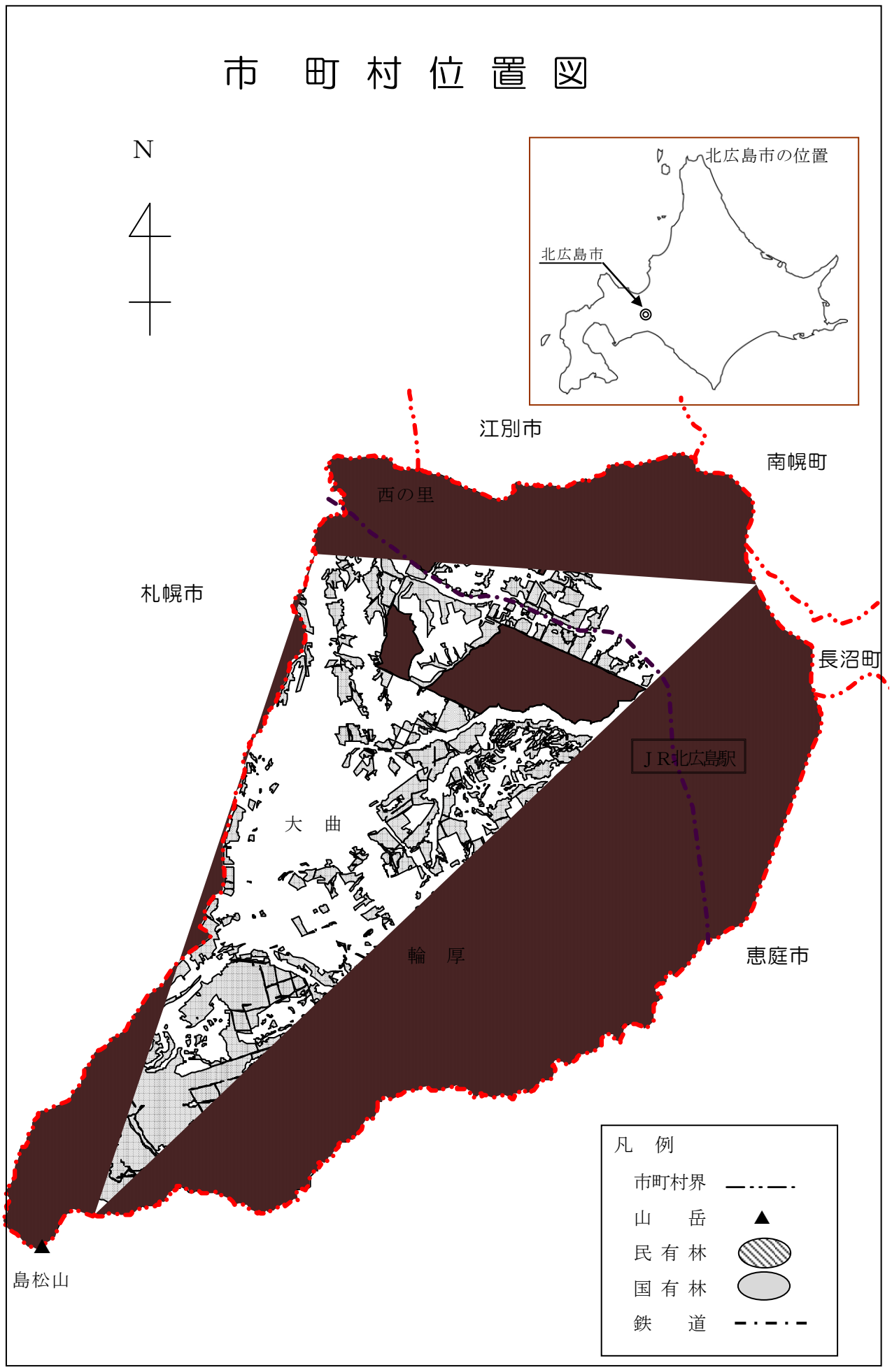
N
北広島市の位置
北広島市
江別市
南幌町
西の里
札幌市
長沼町
ＪＲ北広島駅
大　曲
輪　厚
恵庭市
島松山
凡　例
市町村界
山　岳
民有林
国有林
鉄　道

Ⅰ　伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1　森林整備の現状と課題

本市は、石狩平野のほぼ中央に位置し、北西は大都市札幌市に、北は江別市、東は千歳川をはさんで長沼町と南幌町に、南は恵庭市に接しており、周囲は約 52.5km、総面積 11,854ha となっています。

地形的には、南西部にある島松山（492.9m）を除いて、標高 100m 前後の丘陵が各所に起伏し、丘陵上部（大曲～富ヶ岡～輪厚）と東部一帯に平坦地が分布しています。

また、西部丘陵地は中小河川に恵まれ、輪厚川、音江別川、島松川及びそれらの支流が東部の千歳川へと注いでいます。

本市の森林面積は 4,336ha で、南西部の奥地と分散する市街地の間の国有林を核として存在しており、市の総面積の 37%を占めています。本市には、道有林は無く本計画の対象となる民有林は 3,739ha と森林面積の 86%を占めています。

このうち、カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は 1,111ha であり、人工林率約 30%と全道平均をやや下回っており、齢級構成は、10～12 齢級の林分が 598ha と人工林の 54%を占める偏った齢級構成になっています。

所有形態は不在所有者が 61%と半数以上で、民有林面積の 60%を占めており、大都市近郊という地理的条件による資産保有を目的とした所有者が多いという特色を有しています。

こうしたことから、本市においては、所有形態の特色に加え、近年の木材価格の低迷や林業環境の悪化等により、間伐の遅れている森林等が増加し、森林整備は停滞傾向にありますが、森林に対する期待がますます多様化・高度化している現状において、生活環境の保全や保健文化、都市景観の形成、水源のかん養など森林の有する多面的機能、特に公益的機能を維持・増進するよう森林整備を活性化することが重要です。

2　森林整備の基本方針

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

森林が持つ多面的機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備を総合的に行うために、地域の特性及び森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案して、森林を公益的機能別施業森林と木材等生産機能を重視すべき公益的機能別施業森林以外の森林（以下、「木材等生産林」という）に区分するとともに、公益的機能別施業森林ついては、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、市民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーションや文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域を設定します。これらの区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

なお、次の地区については、それぞれの状況に合わせて施業を行うこととします。

① 市街地近郊においては、景観の維持向上を図りながら森林とのふれあいの場を提供するため、広葉樹を中心に多様な樹種の育成を促進するものとします。また、市民参加を念頭に積極的な整備を推進するものとします。

② 南西部の奥地については、森林の公益的機能に充分配慮し、カラマツやトドマツ等の人工林資源を活用するため、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を推進するものとします。

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【公益的機能別施業森林】

重視すべき機能	森林の区域		望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林		下層植生とともに樹根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進します。
		水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復、並びに濁水発生回避を図る施業を推進します。
山地災害防止機能/土壌保全機能	山地災害防止林		下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとします。また、保安林の指定及びその適切な管理を推進します。
快適環境形成機能	生活環境保全林		樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林		原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然との触れ合いの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、市民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	野生生物等、生物多様性の保全を図るため、森林の構成を維持し、樹木の多様性を増進することを基本とします。 市民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、立地条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとし、潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日光遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁流等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林	水辺における生態系保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁流発生の回避を図る施業を推進します。
		保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林等の多様な樹種構成及び樹齢からなる森林	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業とともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進します。

【公益的機能別施業森林以外の森林】

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌等の諸条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させる為の適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とします。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についてもあわせて推進します。

○その他必要な事項

① 山地災害防止機能をより高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いの森林土壌が薄く表層崩壊が起こりやすい個所については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため、適切な保育・間伐等の促進に努めることとします。

また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

② 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図るものとします。

③ エゾシカの成育密度が高い地域においては、被害状況等森林の状態を適確に把握し、被害のある林分またはおそれのある林分においては、適切な防除を早期に行うよう努めるものとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方向

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化に対応するため、森林所有者、森林組合及び国有林等の関係者の合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

Ⅱ　森林整備の方法に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

１　立木伐採（主伐）の標準的な方法

本市における立木の伐採（主伐）の標準的な方法等は、次のとおりとします。

（１）立木竹の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

ア　皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図るものとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採時期の長期化に努めるものとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

イ　択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積に係る伐採率が30％以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40％以下）とするよう努めるものとします。

なお、択伐にあたっては、適せつな伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とするものとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然幼稚樹の生育状況等を勘案するものとします。

（２）主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。

（３）伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。

なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

（４）複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

2　樹種別の立木の標準伐期齢

樹種		標準伐期齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	50
	カラマツ	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ類（天然林を含む。）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃　広葉樹	80
	主としてぼ う 芽によって生立する広葉樹	25

標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、森林施業の認定基準や保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

3　その他必要な事項

（1）木材等生産林に関する留意事項

持続的・安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続等に配慮し齢級構成には留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めるものとします。また、多様な木材需要に対応できるよう、長伐期施業を検討するものとします。

（2）その他伐採に関する留意事項

① 本市のカラマツ・トドマツ資源は偏った齢級構成となっています。人工林資源の保続を目的として伐期の分散による齢級構成の平準化と森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、大面積の主伐を避けるとともに、伐期の長期化に努めるものとします。

② 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害などの各種被害の防止に配慮すべき箇所においては、一箇所当たりの伐採面積の規模を縮小するとともに、伐採箇所の分散に配慮し、必要に応じて保護樹林帯を残すよう努めるものとします。

③ 次の地域は、林地崩壊や流木被害、生態系の攪乱などにつながるおそれがあることから、伐採を控えるよう努めるものとします。

ア　健全な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等

イ　土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石れき地、沢沿い等

ウ　洪水や水質汚濁が発生するおそれがある河川や湖沼周辺の水辺林等

④ 伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分留意するものとします。

⑤ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮するものとします。

⑥ 河川の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努めるものとします。

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

（１）人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌などの自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定するものとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとし、育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

そのほか、育成複層林への誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

区　　分	樹　種　名	備　考
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ(Ｆ１を含む)、ヤチダモ、カツラ、カバ類、ドロノキ、ハンノキ類、ミズナラ、バラ科、カエデ科	

（２）人工造林の標準的な方法

ア　育成単層林施業

造林に際しては、寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹林帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うものとします。

地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠の状況等を考慮したうえで、全刈り又は条刈りにより行うものとします。

植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種Ｆ１等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。

植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。

【植栽本数と植栽時期】　　単位：本/ha

区　　分		樹　　種			
		カラマツ	トドマツ	その他針葉樹	広葉樹
植栽本数	密仕立て	２，５００	２，５００	２，５００	２，５００
	中庸仕立て	２，０００	２，０００	２，０００	２，０００
	疎仕立て	１，５００	１，５００	１，５００	１，５００

植栽時期	樹　　種	植栽期間
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	４月初旬～６月上旬
	カラマツ、その他	４月初旬～５月下旬
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ	９月中旬～11 月上旬
	カラマツ、その他	９月下旬～11 月中旬

イ　育成複層林施業

施業に当たっては、下層木の成長に必要な照度を常に確保するものします。

植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

本市のトドマツ林で材積率３０％の択伐を行い、トドマツを植栽して複層林とする。

⇩

北広島市森林整備計画で示すトドマツの標準的な植栽本数が 2,000 本／ha とすると、

２，０００×０．３＝６００

となり、トドマツはおおむね６００本／ha 以上を植栽することとなります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するためのものです。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定された森林では、皆伐、択伐によらず、主伐後２年以内に植栽により更新を図るものとします。

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として伐採後２年以内に更新を図るものとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、原則として伐採後５年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は、２（３）に示す指針によるものとします。

２　天然更新に関する事項

（１）天然更新の対象樹種は、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハンノキ類、ミズナラなどとし、天然下種更新ではカンバ類やドロノキ・ハンノキ類などとします。

区　　分	樹　種　名	備　考
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハンノキ類、ミズナラ カンバ類、ドロノキ など	

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

（２）天然更新の標準的な方法

ア　天然更新完了の判断基準

天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、ササや草本類の背丈を超える樹高となった高木天然木(注1)の稚幼樹等(注2)が、林地面積(注3)に対する疎密度が30%以上（又は立木度(注4)が３以上）となった状態をもって、更新完了とします。また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種（イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等）を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、ササや草本類の背丈を超える状態で、林地面積に対する疎密度が30%以上（又は立木度が３以上）となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うものとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新の完了の判断基準について」(平成20年1月22日付け森林第1130号森林計画課長通知)によることとします。

（注１）高木天然木とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10メートル以上になる樹種です。

（注２）稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注３）林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

（注４）立木度とは、幼齢林（おおむね15年生未満の林分）において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率で表したものです。

立木度＝現在の林分の本数／当該林分の林齢に相当する期待成立本数

５年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数は次のとおりです。

単位：本数／ha

区分	樹高又は胸高直径	期待成立本数
幼稚樹 （樹高）	１５～３０㎝未満	７４，１００
	１０～１００㎝未満	３７，１００
	１００㎝以上	２２，３００
中径木 （胸高直径）	３～１９㎝	１５，０００

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うものとし、ササ等の下層植生により天然幼稚樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うものとします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（６～８月）を避けて伐採するものとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じて芽かき又は植込みを行うものとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

ア　皆伐

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、ぼう芽更新又は天然下種更新によるものについては、原則として伐採後２年以内に天然更新補助作業を行い、施業後５年を経過しても疎密度が３０％(または立木度３)に満たない場合は、速やかに更新を図る観点から植栽等により更新を行うこととします。

イ　択伐

択伐による部分的な伐採跡地については、原則として伐採後５年以内に天然更新補助作業を行い、施業後５年を経過しても疎密度が30％(または立木度３)に満たない場合は、速やかに更新を図る観点から植栽等により更新を行うこととします。

なお、天然更新補助作業実施前に天然更新が完了している場合には、この限りではありません。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

当該林分なし

４　森林法第１０条の９第４項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第１０条の９第４項に定める伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとします。

（１）更新による対象樹種

ア　人工造林の場合・・・１の（１）によるものとします。

イ　天然更新の場合・・・２の（１）によるものとします。

（２）生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、２の（２）において記載している「５年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」によるものとします。

５　その他必要な事項

（１）林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、造林の推進に努めるものとします。

ア　土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払

いの方向や枝条等の置き場に十分に留意するものとします。

イ　伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な方に伐採跡地等の取得を促すなど、林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

（２）エゾシカによる森林被害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たり、被害に強い樹種を検討するものとします。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

本市における、主要樹種ごとの間伐をすべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する事項については、次表のとおりとします。

樹　種 （生産目標）	施　業　方　法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	２回	３回	４回	５回	
カラマツ （一般材）	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	19	26	34	42	－	選木方法： 定性及び定量 間伐率：20～33%
トドマツ （一般材）	植栽本数： 2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450 本/ha	21	28	36	45	－	選木方法： 定性及び定量 間伐率：20～33%

（注 1）「カラマツ間伐施業指針（北海道林務部監修）」及び「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道林務部監修）」などを参考とした。

（注 2）植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立方法により、間伐時期が異なることに留意すること。

２　保育の作業種別の標準的な方法

（１）育成単層林施業

ア　下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

イ　除伐は、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを除去することとしています。造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存・育成するものとします。

ウ　つる切りは、育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻きついたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

樹　種	年 植栽時期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		

樹　種	年 植栽時期	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春			△							
	秋				△						
トドマツ	春				△						
	秋					△					

（注）カラマツには、グイマツ雑種 F1 を含み、トドマツには、エゾマツ、アカエゾマツを含む。

記載例　①：下刈り１回　　②：下刈り２回　　△：つる切り、除伐

（２）育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、適切に保育を行うものとします。

なお、保育の方法等については、（１）育成単層林施業に準じるものとします。

３　その他間伐及び保育の基準

（１）木材等生産林において留意すべき事項

当該林分なし

（２）その他間伐及び保育に関する留意事項

林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

ア　間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。

イ　間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するなど適切に処理するものとします。

ウ　トドマツについては、間伐作業等の外的要因による損傷を受けやすく、溝腐病等に冒されるおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図るなど、林分ごとの施業方法に配慮するものとします。

４　その他必要な事項

（１）要間伐森林及び計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林に関する事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下、「要間伐森林」という。）については、要間伐森林である旨及びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法と時期を森林所有者に対して通知します。

なお、１及び３に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を要する必要があると認められる森林の該当はありません。

（２）その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し、利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うものとします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討するものとします。

第４　公益的機能別施業森林の整備等に関する事項

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林です。

また、公益的機能別施業森林以外の区域については、Ⅰの２の（１）「森林の整備及び保全の基本方針」において示した「木材生産機能維持増進森林」として整備を進めるものとします。

１　公益的機能別施業森林の区域および当該区域における森林施業の方法

（１）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア　区域の設定

水源涵養保安林や地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域について、別表１のとおりとします。

イ　森林施業の方法

上記の機能の維持増進を特に図るために、森林施業の方法として下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることを推進すべき森林の区域について、別表２のとおりとします。

（２）土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域について、別表１のとおりとします。

①　土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

②　快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、風害防備保安林、雪害防止保安林、防火保安林や国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価が高い森林等

③　保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保護地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ　森林施業の方法

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小及び回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、それ以外の森林について

は、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林と定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林と定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね２倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域について、別表２のとおりとします。

２　木材の生産機能の維持増進を図る森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

（１）区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林については、別表１のとおり定めます。

（２）森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するために、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、主要な樹種の主伐の時期及び方法については、次表のとおりとします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

樹種	生産目標	仕立ての方法	主伐時期
カラマツ	一般材生産・３４㎝	中庸仕立て	５０年
トドマツ	一般材生産・３６㎝	中庸仕立て	５５年

３　その他必要な事項

該当なし

第５　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　路網の整備に関する事項

（１）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

ア　路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、地域森林計画を踏まえ次表のとおり定めます。

なお、本表は木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林・保育）を行う箇所、尾根、渓流、天然林等の除地に適用するものではありません。

区　　分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（ 0°～15°）	車両系作業システム（注１）	１００以上	３５以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム（注１）	７５以上	２５以上
急傾斜地（30°～ ）	架線系作業システム（注２）	１５以上	１５以上

（注１）「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

（注２）「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るため次表を目安として主にグラップル・ウィンチ・フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網それぞれの役割や傾斜等に応じた密度により適切に配置するものとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地（ 0°～15°）	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャー	スキッダ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	（ハーベスタ)	（フォワーダ)
緩傾斜地（ 15°～30°）	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地（ 30°～ ）	チェーンソー	スイングヤーダ【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※（）は、前行程に引き続き同一機種により実施する工程。

※【】は、集材方法

イ　路網整備等推進区域の設定

本計画の期間内に期間路網整備とあわせて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については、該当ありません。

路網整備等推進区域名	面積（ha）	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
該当なし					

（２）作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア　基幹路網の作設に関する事項

（ア）基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から林道規程（昭和48年４月１日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年９月４日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める林業専用道作設指針（平成23年３月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設するものとします。

（イ）基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は地域森林計画に基づき、次のとおりです。

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長（m）及び箇所数	利用区域面積	前半５カ年の計画箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道（改良）		仁別／三島	三別沢	5,000-5		○		局部改良
拡張	自動車道（改良）		仁別／三島	三別沢	1,000-3		○		法面保全
	計				6,000-8				

イ　細部路網の整備に関する事項

（ア）細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野長官通知）を基本として、北海道が定める森林作業道作設指針（平成23年３月31日森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設するものとします。

（３）基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年３月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成８年５月16日８林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとします。

２　その他必要な事項

該当なし

第６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況などを勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等による森林経営の規模拡大を促進するものとします。

２　森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言等を推進し、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

３　森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託を締結するものとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内（５カ年間）において自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権と立木の処分権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず当面施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や林産物の販売に係る収支と森林整備に要する支出の関係を明確化するための条件を適切に設定することに留意するものとします。

４　その他必要な事項

該当なし

第７　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進方向

本市の一般民有林所有者の８５％は５ha未満の小規模所有者であり、不在所有者の所有面積も全体の６０％を占めていることから、森林施業を計画的、効率的に行うために、市、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備します。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者や不在の森林所有者が多い本市において、森林所有者個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質な森林を目指すことは困難であるため、不在所有者への普及啓発活動を強化し、森林組合等の意欲のある林業事業体への施業の集約化を図り、長期的な施業受委託が円滑に進むよう、森林所有者への情報提供を促進するものとします。

また、森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、森林施業への参画意欲の拡大を図り、計画的な森林施業の促進を図るものとします。

○森林施業共同化重点実施地区の設定計画

地区の名称	地区の所在	地区面積	対図番号
三島	60～65林班の内	348ha	1

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際に、次のことについて留意することに努めることとします。

① 共同森林施業実施者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。

② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。

③ 共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること

４　その他必要な事項

該当なし

第８　その他森林整備の方法に関し必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保の方向

森林の整備及び保全に不可欠な林業労働力を安定的に確保するためには、就労相談から定着支援までの一貫した取組が必要です。

しかし、本市においては、事業を実施する事業体が市内には存在しないことから、道など関係機関と協力を図り、新たな事業体の発掘や林業活動グループの育成などを推進するものとします。

（１）人材の育成・確保

林業従事者等の技術･技能を習得する活動に対して支援していきます。また、森林施業に従事する新たな担い手の確保に向けて、近代的な就労条件の実現を図るよう体制作りを支援していきます。

（２）林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア　林業労働者の育成

林業労働者の育成・確保と福祉の向上を図るため、北海道森林整備担い手支援センター等への支援を行っていきます。

イ　林業後継者等の育成

林業後継者や地域林業担い手育成のため、資格取得のための各種研修会への参加及び生産活動の取組に対し積極的に支援していきます。

（３）林業事業体の体質強化方策

本市は、森林施業の担い手である森林組合の受注体制の整備及び経営の多角化等に対応するための事業拡大に協力し、就労の安定化・通年化を図ることができるよう努めます。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るためには、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及び定着化を図る必要があります。

しかし、本市においては、事業を実施する事業体が市内には存在しないことから、機械化の促進に当たっては、新たな事業体が出現したときに、道など関係機関と協力を図り、それらの事業体への支援体制を推進していきます。

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた市民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めるものとします。

また、「地材地消」の推進に当たっては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年３月策定）に則して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進することとします。

４　その他必要な事項

（１）生活環境の整備に関する事項

札幌恵庭自転車道線に隣接する学習の森は、「野幌原始林」を背景とする豊かな自然林や国有林が集団として残っている地域に位置するので、大規模自転車道の利用者が憩

える場、自然観察等の学習の場としながら、自然環境の保全を図ることとします。
　また、北広島団地周辺の森林は、身近な森林として森林を利用する機会を増やし森林の持つ機能について理解が得られるような森林整備の推進を図ります。

Ⅲ　森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

1　森林病害虫の駆除又は予防の方法等

（1）森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等の駆除及び予防については、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努め、病害虫等の種類や被害の程度に応じ薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病害虫等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

（2）その他

森林病害虫等の早期発見、早期防除のため、本市と道などの関係機関が連携して対応するのものとします。

2　鳥獣による森林被害対策の方法

（1）エゾシカ等に対する対策

エゾシカの森林被害が確認され、拡大のおそれがある場合は、忌避剤の散布や侵入防止柵、枝条巻きの設置のほか、森林内における効率的な捕獲技術の開発など、行政機関、学識者、関係団体等が連携し、総合的な対策を講じるものとします。

また、食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種を検討することとします。

エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条の堆積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行うものとします。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。

（2）その他

道や森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進するものとします。

3　林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警防等の予防活動を適時適切に実施するものとします。特に春先の乾燥時期には予防活動を強化するものとします。

4　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5　その他必要な事項

（1）病害虫の被害を受けているなどの理由により伐採を促進すべき林分

当該林分なし

（2）その他

ア　気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯等を設けるなどして防止対策に努めるものとします。

イ　森林の巡視に当たっては、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発する恐れのある地域を重点的に実施するものとし、特に森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、利用者の入林が多い地域や山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員や森林保全推進員、森林保全巡視指導員等の関係者と連携して巡視活動及び利用者への指導を行うものとします。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

1　保健機能森林の区域

該当なし

2　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法

該当なし

3　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

4　その他必要な事項

該当なし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

1　森林経営計画の作成に関する事項

小規模所有者が多い本市においては、単独による森林経営計画の作成が困難な状況にあるので、市森林整備計画の達成に向け、市と森林組合が一体となって複数所有者による森林経営計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成に当たっては次の事項について、適切に計画するものとします。

（１）Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

（２）Ⅱの第４の公益的機能別施業森林の施業方法

（３）Ⅱの第６の３の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第７の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

（４）Ⅲの森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2　森林の整備を通じた地域振興に関する事項

市街地周辺の森林の整備により、市民の憩いの場の提供と森林の機能の学習の機会を提供し、森林施業への理解と施業の実施を推進するものとします。また、地域材の積極的な活用を目指して「地材地消」の取り組みを推進します。

3　森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

4　住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取組に関する事項

町内会やボランティアグループ等の森林づくりへの直接参加を推進するために、次に掲げる事業を、計画期間中において継続実施し、市民参加の森林整備の推進を図ることとします。

①　平成１８年度から富ヶ岡地区の市有林において実施している市民植樹祭

②　北海道が策定した「北の里山」づくり構想に基づき、「北の里山」として登録された市有林において森林づくり活動をしている森林ボランティアグループ等への支援。

（２）上下流連携による取組みに関する事項

該当なし

（３）その他

富ヶ岡地区の市有林については、平成１８年度から市内の中学生を対象に実施している森林整備体験学習を、計画期間中に継続実施するために、森林に関する学習機会のフィールドとして森林整備等を行うものとします。

5　その他必要な事項

（１）特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

なお、「要整備森林」は地域森林計画において指定されます。

（２）法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

①　保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的留意事項は、次のとおりです。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々に指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われますので留意が必要です。

ア　主伐の方法

（ア）伐採できる立木は、この整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

（イ）伐採方法は、次の３区分とします。

ａ　伐採方法の指定無し（皆伐を含む。）

ｂ　択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）

ｃ　禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

イ　伐採の限度

（ア）皆伐面積の限度は、森林法施行令第４条の２第３項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

（イ）一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

a　水源涵養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る）については、２０ha 以下とします。

b　その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、２０ha 以下とします。

（ウ）防風保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅２０m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

（エ）択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

（オ）初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。

また、２回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が１０分の３を超えるときは１０分の３（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には１０分の４）とします

ウ　特例

（ア）伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

（イ）伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林にあっては択伐とします。

（ウ）特例の有効期限は、当該特例の指定日から１０年を超えないものとします。

エ　間伐の方法及び限度

（ア）間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所とします。

（イ）間伐の限度は、当該森林の立木材積の１００分の３５を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

オ　植栽の方法及び期間

（ア）伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。

（イ）植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して２年以内に行わなければなりません。

②　自然公園特別地域内における森林

該当なし

③　その他の制限林

その他の制限林における伐採方法は、次表のとおりとします。

区　　分	制　　限　　内　　容
その他の制限林	（１）原則択伐とし、伐採率は蓄積の３０％とします。 （２）鳥獣保護区特別保護地区内の鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 （３）次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。 ①　伐採面積が１ha未満のもの ②　森林施業計画で皆伐として計画されたもの （４）史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域(伝統的建造物群保存地区を除く)においては禁伐とします。

（３）森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士等の地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

別表１　公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

１　共通のゾーニング

区　　分		森林の区域		面積(ha)
		林班	小班	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林 （水源涵養林）		1 10 35～36 41～44 53 55～61 62 63～64	全域 全域 全域 全域 全域 全域 7～12、29～76 全域	3.12 34.54 59.66 151.91 77.52 800.30 52.94 257.87
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （山地災害防止林）	19 20 33	38 27～28 1～2、11～12	0.88 0.68 5.15
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （生活環境保全林）	3 5 15～18 19 20 21～26 30～31 33 39～40 45 47～48 75	全域 全域 全域 38を除く全域 1～26 全域 全域 3～10、13～18 全域 全域 全域 7～11、13、48～49、57、61～62	4.00 3.44 107.37 11.02 18.22 176.84 28.75 34.46 80.20 44.49 88.70 5.04
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （保健・文化機能等維持林）	4 6～9 11～14 27～29 34 37～38 46 49～52 54 62 65～74 75	全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 2～6、28、77 全域 1～6、12、14～47、52～56 60	24.57 231.76 132.49 139.46 24.95 106.81 17.92 187.32 29.62 9.48 776.50 11.36
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材等生産林）			該当なし	

２　上乗せゾーニング　・・・該当なし

区分		森林の区域		面積（ha）
		林班	小班	
水資源保全ゾーン				
生物多様性ゾーン				
	水辺林タイプ			
	保護地域タイプ			

【道有林】

該当なし

別表２　公益的機能別施業森林の区域のうち、施業の方法を特定すべき森林の区域等

【一般民有林】

区分	施業の方法		森林の区域		面積（ha）
			林班	小班	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		1 10 35～36 41～44 53 55～61 62 63～64	全域 全域 全域 全域 全域 全域 7～12、29～76 全域	3.12 34.54 59.66 151.91 77.52 800.30 52.94 257.87
	伐採面積の規模を縮小した伐採を推進すべき森林				
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林				
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	3～9 11～18 19 20 21～26 30～31 33 34 37～40 45～52 54 62 65～75	全域 全域 全域 全域 全域 全域 3～10、13～18 全域 全域 全域 2～6、28、77 2～6、28、77 全域	263.77 239.86 11.90 18.90 316.30 28.75 34.46 24.95 187.01 338.43 29.62 9.48 792.90
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	33	1～2、11～12	5.15
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林				

注１　市長が定めた地形・地質等を勘案して伐採面積の縮小を行うべき森林は、森林経営計画の実施基準として、皆伐の１伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

その他の施業の方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

【道有林】

該当なし